

児童扶養手当と 特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

受給資格者

手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または、代わりにその児童を養育している方です。

- ① 児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。また、外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。
- ② 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ③ 父が死亡した児童
- ④ 父が重度（国民年金の障害等級一級程度）の障害

にある児童
④ 父の生死が明らかでない児童

⑤ 父から引き続き一年以上遺棄されている児童

⑥ 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

⑦ 未婚の子

⑧ 捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童

児童扶養手当支給額

○全部支給の場合の手当額

	手 当 額 (月額)
児童が1人のとき	41,880円
児童が2人のとき	46,880円
児童が3人のとき	1人につき3,000円加算

○一部支給の場合の手当額

一部支給は所得に応じて月額41,870円から9,880円まで10円きざみの額です。具体的には次の加算により計算します。

$$\text{手当額} = 41,870 \text{円} - (\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の所得制限限度額}) \times 0.0184913 \quad (10 \text{円未満四捨五入})$$

手当額例 (母と子供1人の場合)

所 得 額	手 当 額 (月額)
57万円	41,870円
100万円	33,920円
130万円	28,370円
160万円	22,820円

① から⑧に該当する場合でも日本国内に住所がないとき、公的年金を受給しているとき、所得が一定額以上あるときなど、支給されない場合がありますので、お問い合わせください。

手当を受けるための手続き

保健福祉課で次の書類を添えて請求の手続きをして

ください。

① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は、在留資格の明記された登録済証明書）

② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し

③ その他必要書類

※印鑑を必ず持参してください。